

## 平成26年白老町議会全員協議会会議録

平成26年 3月26日（水曜日）

開 会 午後 1時35分

閉 会 午後 3時37分

---

### ○議事日程

1. 国民健康保険条例の一部改正について
  2. 第3次集中改革プラン（案）について
  3. 過疎地域の指定について
- 

### ○会議に付した事件

1. 国民健康保険条例の一部改正について
  2. 第3次集中改革プラン（案）について
  3. 過疎地域の指定について
- 

### ○出席議員（13名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 氏家裕治君 | 2番  | 吉田和子君 |
| 3番  | 斎藤征信君 | 4番  | 大淵紀夫君 |
| 5番  | 松田謙吾君 | 7番  | 西田祐子君 |
| 8番  | 広地紀彰君 | 9番  | 吉谷一孝君 |
| 10番 | 小西秀延君 | 11番 | 山田和子君 |
| 12番 | 本間広朗君 | 13番 | 前田博之君 |
| 14番 | 及川保君  | 15番 | 山本浩平君 |
- 

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

理 事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局行政改革担当課長	須田健一君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総合行政局主幹	高尾利弘君
総合行政局財政グループ主査	富川英孝君

総合行政局行政改革グループ主査	大 塩 英 男 君
総合行政局行政改革グループ主査	村 上 弘 光 君
町 民 課 長	南 光 男 君
町 民 課 主 幹	小 林 繁 樹 君
町民課国保・年金主査	喜 尾 盛 頭 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

---

### ◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） それではただいまより全員協議会を開会いたします。

（午後 1時35分）

---

○議長（山本浩平君） 本日の全員協議会の案件は国民健康保険条例の一部改正について。

第3次集中改革プラン案について。過疎地域の指定について。以上3件であります。

それでは最初に国民健康保険条例の一部改正について担当課からの説明を求めます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議会終了後のお疲れの中時間をいただきましてありがとうございます。

座って説明させていただきます。それでは改正内容等について説明させていただきます。白老町の国民健康保険税条例の一部を改正につきましては従前から専決処分させていただいております。改正内容について事前に今回説明をさせていただくものでございます。国民健康保険税につきましては今環境法令の一部を改正し課税限度額を引き上げることで、本年3月末に交付となる予定であります。国民健康保険料のほうにつきましては国民健康保険法が改正されまして、26年2月19日にも交付されております。地方税法の改正に合わせ国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものであります。配付資料に改正の趣旨を記載しておりますが中間所得層の負担に配慮し、医療費の増加や加入者の収入減などによる国保財政の安定化を図るため課税限度額を引き上げるものでございます。対象者につきましては上限額の引き上げに伴い保険税の負担増となるのは高所得層で国保に加入しているのは約3,900世帯のうち今回引き上げる後期支援分で29世帯、介護分で19世帯が見込まれます。保険税の賦課期日は4月1日と定められておりますので賦課限度額を77万円から81万円に改定することで専決処分をさせていただくものでございます。課税限度額の引き上げ内容と減税収入の増額などについて具体的に担当のほうから説明させていただきます。

○議長（山本浩平君） 小林町民課主幹。

○町民課主幹（小林繁樹君） それでは資料の3つ目以降の表につきましては私のほうから説明いたします。保険税額は国保の医療に要する費用に充てる基礎課税額分後期高齢者医療保険への支援に充てる後期高齢者支援金と課税額分と40歳から64歳までの方が対象となる介護保険に充てる介護納付金、課税額分の3つの合算額からなっています。今回の保険税の課税限度額の引き上げ額についてですが77万円から81万円に引き上げるものです。内訳は基礎課税額分51万円に据え置いております。後期高齢者支援金等課税額分につきましては2万円引き上げて16万円、介護納付金課税額分につきましても2万円引き上げて14万円となります。次の表に改正後の保険税の収入増についてですが平成25年度当初のときのデータをもとに試算したところ、総額で64万9,509円の増額となりました。内訳としましては後期支援分対象見込み世帯として29世帯、うち限度額16万円を超えと思われる世帯は17世帯、14万円から16万円未満の世帯が12世帯で収入増は42万6,980円となる見込みです。次に介護分ですが対象見込み世帯としましては19世帯、うち限

月額 14 万円を超えるとされる世帯は 7 世帯 12 万円から 14 万円未満の世帯が 12 世帯で収入増は 22 万 2,825 円となる見込みです。以上です。

○議長（山本浩平君） ただいま担当課のほうから説明がございましたけれども、この件について特に聞いておきたいことがございます方はどうぞ。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしということを確認したいと思います。

これをもちまして国民健康保険条例の一部改正の説明を終了いたします。担当課の皆さんのお疲れ様でございました。

続きまして第 3 次集中改革プラン案について担当課からの説明を求めます。

須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） それでは第 3 次集中改革プラン案についてご説明させていただきたいと思っております。まず本会議お疲れの中全員協議会ということでお時間をとっていただきましてありがとうございます。それで事前にプランについてはご配布させていただいております資料をもとにご説明をさせていただきたいと思っております。まずプラン案の 1 枚めくっていただきまして 1 ページお開きいただきたいかと思っております。集中改革プランにつきましてはこれまで国のほうで平成 17 年 3 月に地方における行政改革推進のための指針が国から示されておりました、それに基づきまして白老町の行政改革大綱の見直しと集中改革プランの策定これまで行って進めてきたという経過がございます。平成 20 年に第 5 次の行政改革大綱を平成 20 年から 28 年の 8 年間の計画で大綱が示されたと。その内容につきましては国から示された指針の取り組み項目に基づいて大綱がつけられているということになってございます。それで計画を進めておりました、そこに体系図としてあってそれを見ていただければおわかりやすいかとは思いますが、その中で現在第 2 次集中改革のプランということで平成 22 年度から平成 25 年度 4 年間の取り組みを本年度まで続けてまいりました。本年度において計画が切れるということで大綱に基づく計画期間の残り 3 年間の計画プランを策定するという今回ご説明させていただく案になってございます。それで第 2 次集中改革プランの 1 ページの下段のほうにございますが、取り組み状況、まずそちらのほうから先にご説明させていただきたいかと思っております。次にめくっていただきますと 2 ページ目になりますが非常に字が小さくて見えにくくて大変申しわけございませんがこれについて説明をさせていただきます。まず第 2 次集中改革プランの中で第 5 次行政改革大綱の 3 つの基本方針に沿って 44 項目の取り組み項目を掲げてこれまで実施してございます。取り組み項目 44 項目のうち結果として 38 項目の取り組みを実施して実施率は 86%ということになってございますが、その 2 ページの表の見方としては上のほうに目標基本方針、改革の方策、改革項目、取り組み項目というようなことでありますが、目標から改革項目までは行政改革大綱に示す基本方針等がそこに記載されてございます。その取り組み項目のところは第 2 次集中改革プランで取り組みをした項目が 44 項目掲載されていると。取り組みの状況が右のほうにございますがその中で実施継続、実施検討、未実施ということで区切られてそれぞれ丸が入ってございますが、ここの見方としては実施については第

2次の集中改革プランの計画内に実施を行ったというものに丸がついてございます。継続実施については1次から2次に継続されて2次で実施となったものについて丸がついているということでございます。検討は第2次から継続していまだ検討中の取り組み項目ということになってございます。最後に未実施ということで残念ながら取り組みがまだ実施に至っていない取り組み項目ということになってございます。それで今回の集中改革プランでございますが基本的には大綱で示した取り組み項目のうち、まだ実施に至っていない取り組み項目を中心に、また健全化プランの策定の中でいろんな課題も見えてきてございますので特に早期に取り組むべきものを新規に取り入れて計画を策定してございます。その取り組み状況の具体的な項目の内容については省略をさせていただきたいと思っております。次に第3次の集中改革プラン3ページになりますが、位置づけということでこのプランの位置づけとしては第5次行政改革大綱に示した内容を実現するための具体的な実施計画として位置づけると。大綱の計画期間の最後の3年間の実施計画として取り組み項目を着実に実行していくこととしてございます。また本プランについては財政健全化を実行する財政健全化プランとも整合性を図りながら取り組みを進めていくこととしてございます。次に4点目の計画の期間でございますが、先ほどもご説明したとおり本プランの計画期間は平成26年度から28年度までの3年間としてございます。5点目に進行管理といたしまして本プランの取り組みの実効性をあるものとするために進捗状況を毎年度検証しながらホームページや広報紙を通じて町民に公表していくこととしてございます。次に4ページをお開きください。4ページ以降実際に集中改革プランでの具体的な取り組み項目を示してございます。この取り組み項目については先ほどもご説明しましたが、第2次集中改革プランにおいて継続の必要性がある項目と新たな取り組み項目を計画として掲げてございます。そこに大綱の基本方針に基づき取り組み項目を示してございますが、項目ごとに表にしてございますが、その表の見方として先にご説明させていただきますが、まずまず表の1番上の段でございまして取り組み項目名と新規、新たに取り組む項目か、もしくはこれまで継続してありますが拡充して取り組みをする項目。それとこれまでどおり継続して取り組む事業の3つに分けて取り組み項目の前に新規とか継続とか新規拡充とかという形で記載させていただいてございます。次に2段目所管課、どこが中心となって担当していくかということをご記載してございます。それから取り組み項目の実施方針、次の段に期待効果、それから実施年度の計画、いつ進めていくのかということをご記載してございます。そのほか第2次集中改革プランの計画の取り組み項目については最後の段の取り組み項目名を記載しているという形で表は記載されてございます。それでまず行政改革の基本方針の1の公共サービスの重点化ということで事務事業の再編、整理、廃止、統合の取り組みとして改革項目、事務事業の見直しとして5項目取り組みを掲げてございます。新規項目が2つ、拡充項目が1つ、継続の項目が2つということになってございます。まず1点は事務事業評価の見直しということでこれまで事務事業評価については平成12年度から施行をしながら平成16年度に導入してこれまでずっと続けてございます。財政健全化プランの中でも事務事業評価を行いながら進めてきてございますが、その中でやはり事務事業評価を予算にどのように反映させていくかというようなところではなかなか評価したことが予算まで反映に至らないというような課題

も出てきているということでその辺の仕組みを予算まで反映できるような仕組み、それからどのように事業の選択をし、そういったものの内容を見直していけるかというようなことも含めて事業の評価のあり方を見直していきたいということで取り組み項目として掲げてございます。この実施年度としては26年度本年度において検討して、27年度からそういった見直し方針を新たなもので進めていきたいというふうなことで計画を立ててございます。次に2つ目でございますが、これも新規の取り組み項目として外郭団体の関与の見直しということでそれぞれ外郭団体の町との関係性だとか、外郭団体の意義や役割、こういった内容について補助事業の内容についてそれぞれ検証を行って町と団体の関与のあり方等について見直しを進めていきたいと。そういったことによって各団体の自立や効率的な運営を即していきたいというようなことで外郭団体の関与のあり方等について見直しを進めていきたいということで、この1点、2点については行革担当のほうで中心として進めていきたいというふうに考えてございます。ここにつきましては実施年度としてはことしから2カ年程度で十分な検討を行って28年度からその検討結果に基づいて実施していきたいというようなことで計画を立ててございます。取り組み項目の3でございますが、町立保育園の民間委託と統廃合の取り組みということで、これはこれまでも取り組みの継続を進めていくということで取り組み項目を掲げてございます。保育園については小鳩保育園、海の子保育園、はまなす保育園とありますが小鳩保育園については平成22年度に民営化しているということで残り2園の民間委託等の取り組みを今後進めていくために取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。これにつきましては26年、27年、2カ年ほどの検討を踏まえて28年には実施に向けて進めていきたいということで取り組み項目を掲げてございます。次に改革項目の公共施設の適正配置及び有効活用ということで4つ目になりますが、用途廃止施設等の活用・処分方針の策定ということで、これにつきましては第2次集中改革プランの取り組み項目としては高齢者学習センターと旧社台公民館の有効活用の検討ということで取り組み項目を掲げて検討してまいります。これらもまだ実際にどのような方針という最終的な方針が決定はされてございません。これらを含めてこれから用途廃止されていく施設も増加するというのでここは取り組みを拡充して進めていきたいということで新規の拡充取り組み項目として掲げさせていただいてございます。今後小学校の統廃合やそういった関係でこれから徐々に用途廃止施設も増加してくるということもありましてそれらも含めて今後の処分方針を決めていきたいということで取り組み項目として掲げさせていただいてございます。次に改革方策、5ページの(2)になりますが民間活力の活用ということで、指定管理者制度の活用ということでこれにつきましても従来の継続事業と継続的な取り組みということで指定管理者制度の活用を進めていくということにしてございます。指定管理者制度を活用している施設は現在15施設ありまして、その内9施設が平成28年度で指定管理が切れるということでそこに向けて指定管理のあり方とそれから当然指定管理を進めていくという中では検証も含めて逆に効果の薄くなったものについては指定管理の廃止等も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。これらを28年度新たな指定管理の契約に向けて28年度実施ということを目標に計画を立ててございます。次のページ6ページにまいります。行政改革の基本方針の効率的な行政運営ということで

取り組み項目を4項目掲げさせております。継続取り組み項目が3項目、新規の取り組み項目が1つということになってございます。一つが改革の方策として組織・機構の見直しということで改革項目の簡素で効率的な組織・機構の構築ということで組織再編の見直しということで継続して取り組むということでございます。これは常に社会経済情勢の変化に伴って行政需要の動向等を踏まえて効率的・効果的な組織体制の確保に努めるというようなことで必要に応じて随時組織や業務の内容の見直しを図るということでございます。これについては今具体的に組織をどのように見直すかという基本的な案は今現在ございませんが、それぞれこれから出る課題や提案そういったものを踏まえながら各年度で検討してすぐ実施できるものには実施していくというようなことで計画を進めていきたいというふうには考えてございます。(2)の人材育成の推進ということで職員の意識改革と能力開発ということで新規で人材育成研修の充実ということでございます。ここにつきましては専門的知識の向上等を重点とした人材育成の研修の充実を図るということによって、職務遂行能力や説明責任能力にすぐれた人材の育成を図っていくということにしております。これにつきましては26年度からすぐ実施していくということで本年度予算についてはアカデミーの研修など、そういった面に進めていくということですぐに予算化などもして今後も人材育成努めた研修の充実を図っていくということにしております。次に取り組み項目の⑧ということで継続事業で職員提案制度の推進ということでございますが、これについては第2次プラン案の取り組み項目としてアントレプレナーシップ事業の導入ということで、これについてはまだ全くの取り組み項目の検討にも至っていない取り組み項目ということでこの辺を残りの計画期間内で進めていきたいということで掲げてございます。これにつきましては職員の意識改革と能力を引き出すためにシステムの再構築をして職員提案制度の推進を図ると。これまでも職員の提案制度については町で実施してございますがそういった仕組みを活用しながらより効率的に進めていきたいということで、アントレプレナーシップ事業の趣旨というのですか、それは下段のほうにちょっと書いてございますが、職員の新たな発想や意欲により必要性の高い町民のための事業を推進する仕組みで事業化に向けた職員同士や関係部署との議論などのプロセスを通じて庁内における政策議論の活性化を図ると。それによって職員の意識改革や組織の活性化につなげていくのですということでございます。これらの趣旨を踏まえて職員提案制度を活用しながら町民サービスの向上や組織の活性化につなげていきたいということで、これにつきましては26年度から実施していきたいということで考えてございます。次に取り組み項目の⑨としまして人事評価制度の見直しということで、これも第2次集中改革プランの継続取り組み項目ということでございます。人事評価制度については平成20年度に導入して進めてございますが、その中でなかなか人事評価結果が人事の昇進だとか昇任等処遇への活用というのがなかなかまだ図られていない現状にあるということで、これにつきましては職員のモチベーションの向上こういったものも図られ職員の意識改革につながるということで制度の活用を積極的に図っていきたいということで、どのように図っていけるかということをして26年、27年で検討して28年から実施していきたいというような計画で進めていきたいということにしております。最後に行政改革の基本方針の3つ目でございますが、財政の再建についてでございます。これにつき

ましては財政健全化プランを策定してございますのでその取り組み項目と重複しますので3次の集中改革プランの中では取り組み項目を掲げるということではなくその取り組みを着実に推進していくという形で予定をさせていただいて取り組みを進めていくこととしてございます。一応今全体にわたって説明させていただきましたが、今後29年度、ちょうど財政健全化プランも3年ごとの見直しということと行革大綱の計画期間が切れますのでそれまでに第6次の行革大綱の内容、それからそれ以降の集中改革プラン、こういったものも行政改革の実施計画なども健全化プランの見直しとあわせて今後はまた新たな取り組み項目を掲げて進めていきたいと。3次の集中改革プランの中では第5次の行政改革大綱の残り計画の取り組み項目をすべて着実に実施するというを中心に取り組みという計画内容で進めていきたいという計画内容になってございます。一応雑駁な説明で大変申しわけありませんが健全化プランとともに集中改革プランで掲げた取り組み項目も着実に進めて一日でも早く財政再建につながるよう努力していきたいということでプランを策定させていただきたいというふうに思います。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 　ただいま第3次集中改革プラン（案）についての担当課からの説明がございました。ここで質疑を受けたいと思います。何か聞いておきたいことがございます方どうぞ。

11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 　11番、山田です。非常に見やすい構成でわかりやすい説明だったと思うのですが、6ページの⑧取り組み項目の職員提案制度の推進なのですが、これはとても興味のある、前からこういう制度をやっていたということだったのですが、これはやったほうが良いと思っていたアントレプレナーシップ事業というのはやれば良いと思っていたのですが、これのシステムを構築するに当たって本来の職務をやりながらまた別のこの町民のための事業を組んでいくということをするということは残業してやるのか休日に好きなようにやるのか、そういうことを含めたシステムの構築ということを考えていらっしゃるのですか。

○議長（山本浩平君） 　須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 　ただいま山田議員のほうからお話がありましたアントレプレナーシップ事業の内容、これは横浜市とかで取り入れてやってございます。いわゆる庁内ベンチャー制度といいますか、こういった提案制度あるのですが横浜市の事例でいけば、どういった特徴があるのかということはそれぞれ職員がプレゼンをして内容が認められれば人とお金がつくという仕組みになっているのです。ですから他課にまたがって仕事をするという仕組みになっています。これは我々もいろいろと調べた中では大変いいのですが今私どものまちで考えた場合職員も少なくなっている中でどう取り組むかというのは課題であるということです。ですから横浜市と同じような形ではなかなか取り組みすることは難しいのかと。横浜市の場合1週間に1日はその仕事に取り組んでいいということになっているのです。それに8人から9人程度の職員スタッフがいる、それが1週間に1回ぐらいその取り組みを進めていくという仕組みで取り入れて今やっているということなのですが、これはうちのまちに当てはめた場合なかなか難しいということで、ただ職



員の提案制度をどう生かすかということはこれは大変いいことなのでその職員の提案制度をどういうふうに生かして進めていくかというのは私たちのまちなりの考え方でやっていけばいいのかと。ただその中でこの研修と一つの例を申し上げますと、例えば一つの研修の中でそういったいい提案をどういうふうを実現できるかというのをいろいろ話し合ったり、いろんな形でやろうかと思えます。そういう庁内検討の場をつくったりなどして進めていけばということでは考えてございますので、これをまだどういう形にしたらいいかというのは全く検討、議論をまだされておられませんので残りの計画期間内できちんとその辺を詰めてやっていきたいということで計画に掲げたということでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 5ページの（2）改革の方策、民間活力の活用の指定管理者制度の活用なのですが、制度的に行政としてのコスト削減につなげるというメリット十分に理解するところがありますが、内容によってはまた施設によっては町外からの指定管理という業者の指定管理という形や指定管理に限らず委託等ということも考えられるかと思えます。これは政策的に決定する前に議員等と情報の共有そして議論の場が私は必要なのではないかと感じております。なぜならば町内経済と大きくリンクする場合もあるのです。そのような場合にやはり議論を踏まえてさまざまな方策、町にとっても業者にとってもいいような方策等を議論する場が必要ではないかと感じておりますので制度化を確定する前に情報共有そして議論をしていただくような考え方はいかがなものかとご検討いただければと思います。ご説明をいただければと思います。

○議長（山本浩平君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 指定管理者制度につきましてはこれまでも制度については、この契約のところについては公募なりいろんな手法、これに基づいて進めてきているということでございます。その中にはそれぞれ指定管理にあたっての町内事業者の活用だとか、また別な面での問題点こういったものも今回の議会の中とかでも当然議論されておりましたので、その辺は事前に当然議会の承認を得て指定管理者を決定していくという仕組みにはなっておりますが、できればその情報の提供も含めて事前にご提供をお話をしながらやっていくことは検討していきたいかというふうにも今考えてございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。これは20年から28年度ということで今回は第3次の集中改革プランということでいろんな計画と再編だとか整理だとか廃止とか統合とかということが2次でかなりいろんなことをされてきたことも一目してわかりますが、4ページの町立保育園の民間委託等・統廃合の取り組みについてなのですが、これから子供・子育て支援をニーズを調査をして会議を設けて実施していくとことで私今回一般質問させていただいたのですが、この今まであった統廃合、それから再編成の指定管理を含めての計画等をどう整合性を図っていくのかと伺ったときに一応やはり子供・子育て支援推進計画をつくった上で、だから白紙状態というか、それを見た上でこの保育制度のあり方を検討していくという確か話だったと思うのです。ですから今後保育

所のあり方も、小規模保育所を加えて定員の部分も含めてこれからニーズ調査をしていくと思うのですが、そうなったときにその計画との整合性をしっかり図っていかなければならないのではないかと思います。一応これでは検討の2年間というのは計画をつくって、実施されるまではまだ2年間ありますので計画は26年度中にできると思いますのでその上で整合性を図りながら進めていくというふうに捉えておいていいですね。

○議長（山本浩平君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 保育園の関係でございますが、これについては子供・子育て支援推進計画、本年度ニーズ調査をしてその中でそれを踏まえた中で保育園の民営化推進方針こういったものもつくっていききたいという現課の考え方でございます。この取り組みについては大綱に基づいて民間委託を進めていくという継続的な取り組みとして進めてきておりましたのでこの段階ではその計画に基づいて例えば民営化しませんというような結論も基本的には出ていませんので基本的には継続して考え方として取り組みを進めていくということで今回取り組み項目には掲げさせていただいているということでございます。1番は子供・子育て支援推進計画、こういったものに基づいて今後保育のあり方をどうするかということを決まった上でどうするかということになるかと思えます。そのときに内容によっては民営化取り組むとっていたのではないかとすることは大幅に変更もこのケースについてはあり得るかというふうには理解してございます。

○議長（山本浩平君） ほかにありませんか。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 西田です。まず2ページの表のところでは財政の再建のところでは空き家、教職員住宅の活用となっていたのですけれどもこのところ結局は検討とはなっているのだけれども今回の中に入っていないような気がするのですけれども定住促進と、これについてはどういうふうにかえたらいいのでしょうか。それともう一つ人事評価制度の見直しなのですけれども、これは28年からということになっていきますけれどもほかの人材育成とか組織機構の見直し、そういうものは随時という考え方ですけれども、これは評価制度が遅くなる理由は何なのでしょう、その辺お願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 第2次のプランの取り組みの中で空き教職員住宅の利活用による自主財源の確保と定住の促進ということでございますが、ここにつきましてはまず財政健全化プランの中でも内部管理経費の取り組みとかの中でも取り組み項目としては掲げてございますが今回の本議会の予算等審査特別委員会の中でも行っていたとおり建物が非常に老朽化しているということでまず空き家を例えば民間化していくとか、そういったこともなかなか難しいという中で、今教職員住宅についても先生方の住宅としては今空き家になっているところも先生がかわることによってまた住宅が必要ということもありますので、一定のそういったものが必要という中で考えた場合、必ずしも一つの取り組み項目として進めていくということにはならないということで

取り組み項目の4の中の用途廃止施設等の活用処分方針の策定、これらの中に含めて検討を進めていきたいということで項目としては直接継続事業という形での取り組み項目をかえさせていただいてございます。それと定住ですね。定住の促進についてはこの教職員住宅の空き家を利用して先ほど言ったとおり老朽化の激しい住宅がほとんどということでございますので、その辺についてはこの部分での定住の促進ということにはなかなかできないのかという現在の考え方で、そこについてはまた定住はいろいろと議論がありましたが別な方面で進めていくという形にさせていただいています。それと人事評価のところ、これは職員の処遇に人事評価を結びつけていくということは、これは所管課のほうとも十分議論をした中でやはり評価のあり方、それからそれをどう処遇へあてていくかということについては今いろいろと行ってございますが十分な議論を経て進めていく必要があるのかということで、ただ単にことしからすぐできるということにはならないのかということも含めまして計画期間内までにはそういった形で進めていきたいということで28年度実施という形で計画には上げさせていただいているということでございます。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 人事評価制度の見直しのことにつきまして気持ちはわかるのです。ただせっかく組織の再編とか人材育成とか職員提案制度とかこういうものをこうやってやっていくのだったらできれば一緒にやるような形でできるような形となるべく早期の一緒にできる取り組み体制というものが大事なのではないかと思うのです。ここに書いています職員のモチベーション向上というのが1番の目的ですからそういうものを評価制度というものがきちんとないとモチベーション向上につながらないと思うものですからできれば早めにそういうふうな体制をとっていただければという気持ちで質問しました。

○議長（山本浩平君） 須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） 今西田議員のほうからお話が合った、そういう形が理想だと思います。26年、27年検討ということになってございますが、ここは今そういったご意見をお伺いした中では検討実施、検討してすぐ実施できるところは進めていくという考え方の計画を進めていくという形にはできるのかというふうには思いますので、この辺は26年度からそういう形、検討実施というような形で計画を進めていったほうがいいのかというふうなことも思いますのでその辺成案化に向けて整理をさせていただきたいかというふうに思います。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんでしょうか。なければ私のほうからもちょっと2点ほどありまして、まず外郭団体への関与の見直しということで28年度から実施ということでございますけれども、私はこれは多分補助金が相当多くいっているような団体のことを目指しているのかというふうには思っているのですが、今現在テーブルに上がっている対象となっているところはどのようなところを考えられているのかということをお尋ねしたいと思います。それともう1点ですけれども、これは質問というよりもぜひこのように考えていただきたいという提案をさせていただきたいのですけれども職員提案制度の推進、先ほど同僚議員からも質問ありましたけれどもこれは非常にすばらしいことだと、このように思うわけでございますけれども、この町民のための事業

ということで事業化に向けたことでの議論などプロセスを通じて、政策議論の活性化を図るとなっておりますけれども、仮にこれは例えば事業化を設けたとしてもこれはやはり成功に導くためにどのようなのかとか、成功の可能性あるようなものまできちんと議論を重ねていただきたいという希望であります。今回一般質問の中で6次産業化を目指した事業がございました。4,000万の多額の補助金を出したものがございましたけれども、雇用の促進においては功を奏したところもあったかもしれませんが本来の目的ということに関してはなかなか達成できなかったということもありますし、町職員のかかわりということの質問もありました。現実的には職員の労働時間以外の時間を費やしていたとは思いますが結果的に相当多分その労働や経営等に神経をすり減らされたのかというふうに思っております。現実的にもう3カ月ほど休まれているという話も聞いておりますので、そういったことでこのこういったことを推進していくための会議というのは本当に必要ですし、提案するという必要なのではございますけれども、ぜひこれは提案だけで終わらずに最後まで責任を持つぐらいのこの議論を重ねて、そしてすばらしい事業であれば実施に向けてということぜひそこまで目指していただきたいというふうにちょっと思っております。この2点について。

須田総合行政局行政改革担当課長。

○総合行政局行政改革担当課長（須田健一君） まず外郭団体への関与の見直し等についてのどういった団体かということですが、この辺につきましては社会福祉協議会や観光協会それから体育協会など大きな団体をまず主としてその辺の見直しを進めていきたいというふうに考えておりまして計画の取り組みとして掲げさせていただいております。また職員提案制度については今議長のほうからお話あったとおり私どもも単なる提案にとどまらず、それをいかに生かしていくかということは非常に重要だというふうに認識しておりますので提案していただくまでの制度というのは既に待ち合わせてございますので、それから先の仕組みをきちんと作り上げて進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。以上をもちまして、第3次集中改革プラン（案）の説明を終了いたします。担当課の皆さんどうもありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 2時27分

---

再 開 午 後 2時39分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて全員協議会を再開いたします。

それでは3本目最後になります。過疎地域の指定について担当課からの説明を求めます。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） それでは過疎地域の指定についての説明をいたします。きょうの説明は資料に基づいて説明したいと思います。説明の内容は1つ目に今回のいわゆる過疎

法の一部改正についてということと、それから過疎地域の市町村の概要について、それから3点目に過疎法の概要について、それから最後にいわゆる過疎計画の概要についてという4項目について説明していきます。説明に入る前にちょっとこれまでの経緯をお話ししますが、過疎法は昭和45年からつくられていまして、それぞれ大体10年ごとにかわってきた法律で最終的には平成12年のほうが今生きているのですが町といたしましては一昨年財政の問題が出てから企画課としてはどういった優遇財源がとれるのかという検討を始めてその中でこの過疎はどうかという検討始めて1年以上たったのですが道内でも同じような状況の自治体がありまして、最終的には7町が連合して要望活動等を行ってきた結果、町長にも国会議員、その他東京のほうにも行っていただきまして要望活動を行ってきて今回指定の地域になってきた経緯がございます。それで今回の過疎法のまず1ページ目ですけれども、一部改正についてですけれども、これは今、国会で議員立法提案されております。経緯といたしましては3月14日に衆議院通りまして、それで参議院に回されたのですが14日に参議院に回って総務委員会に付託されて、きのう25日に参議院の委員会で可決されて本日午前中なのですけれども3月26日で議決されて通っております。ちょうどタイミング的にはきょうの説明に間に合ったという形になっております。それでは1ページ目、今回の法の改正の概要ですが、まず1番目に今回の一部改正につきましては平成22年の国勢調査の結果を用いるということにしております。これまでは平成17年の国勢調査の結果を用いて、その人口の減少率ですとか財政状況を勘案した要件になっておりましたけれども、今回平成22年の国勢調査を用いることによって追加指定があったということでございます。今回の人口要件としてはそこに書いておられますとおり、人口要件は45年基準と25年基準というのがありますが白老町の場合は②の25年基準のほうに該当いたしまして、昭和60年から平成22年の25年間の減少人口率が19%以上、これまでは17%以上という基準だったのですがそれが2%上がりました。それでも何とか白老町は該当することになっています。全国の人口減少している団体の平均が19.61%でありまして、この19%という数字が出されたものであります。次に財政力要件につきましては、平成22年から24年の3カ年の財政力指数ということでこれも全国平均で0.485でございます。今回の基準が0.49ということになりました。要件はその2つでございますけれども、そのほかに今回の改正で2番目に対象の拡充ということで7項目市町村所有の仮工場、事務所等それから地域鉄道、それから一般廃棄物処理のための施設、し尿処理を含む。それから火葬場とか障がい者福祉施設、学校の運動場、プールなどが過疎債の対象に追加されたということでございます。この法律の施行は4月1日から施行されて公示される見込みであります。次に2ページ目ですけれども過疎地域の状況ですけれども、まず1番目の法改正による全国の動向ですけれども上段が現行の自治体の数です。下が改正後の数で全国では最終的に1番右側の22の自治体が追加されることになりました。2番目北海道ですけれども道内においては1番右にありますとおり143から149、6市町村がふえるということになりました。道内の自治体数の比率で申しますと83.2%の市町村が過疎地域になったということでございます。先ほど申しました7町村で連合を組んで要望活動してきたのですけれども、その7町村で動いてきた中でこの今回の指定を受けられたのは4町村なのです。その3町村はいわゆる人口の減少率

が今まで17だったのが19になったのです。17でオーケーだというまちで動いていたのですけれども、そこが18だとか17とかしかなくて今回の対象から外れたまちもごさいます。それで3番目に白老町の状況ですけれども白老町の状況としては人口の変化は昭和35年から書いておりますけれども今回の昭和60年から平成22年の国勢調査の関係で申しますと4,977人減少しております。減少率は20.4%で19%以上をクリアしたということです。現行法では17%以上だったのですが17年国調で見ると14.2%で該当になっていなかったという話で、それは昭和55年から17年だったので白老町の人口のピークが59年、60年ですから今回は本当にピークから減少しているところで見られるということでごさいます。財政力指数の変化は書いていますとおり、現在22年から24年の財政力指数0.37で0.49以下をクリアしているという何か言い方が辺ですけれども、そういうことで人口要件と財政力要件が当てはまるということでごさいます。それで3ページ目からなのですが、これは現行法の概要についてちょっと説明いたします。まず1番目の法律の目的ですけれども、ここはちょっと読ませていただきますが、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするということで、この法律によって何とか活力を戻して自立促進をするという趣旨の法律であります。指定要件については先ほどお話したことでごさいますが、この法律12年に制定している条件とさらに平成14年には先ほど申しました国勢調査の年限を5年ずらした追加工事がある、それから22年にまた改正を行ってきて今回26年の改正になっております。1番下に書いていますけれども過疎地域の状況ということで、今回の改正前なのですが市町村数で申しますと全国では45.1%の市町村、その市町村の人口比率でいえば8.1%、面積は57.2%占めるという状況になっております。4ページ目ですけれども、この自立促進ための目標ということでごさいますが、1点目は産業を振興し、安定的な雇用を増大するということ。2点目には情報化を図って地域間交流の促進を図ること。3点目に住民生活の安定と福祉の向上を図ること。4点目に個性豊かな地域社会を形成すること。5点目に地域社会の再編成を促進するといったような目標を掲げております。それでこの地域自立促進に向けてこの地域指定があった場合にどうということをするかということ、まず自立促進のための計画をつくりなさいということになっておりまして、これは平成22年までは義務づけでありました。指定されたら計画をつくりなさいと。22年からは義務づけが廃止されました。ただし計画をつくらないと特別措置を受けられませんと。そういう優遇措置を受け入れる必要がない自治体は計画をつくらなくていいですということなのですが、全部つくっている状況にあります。市町村計画というのをつくりましてそれを国に提出していくという流れになっております。市町村計画をつくるに当たっては、都道府県が策定している自立促進方針というものに順じて計画をつくることとなります。5番目に具体的な施策ですが、これは5ページ、6ページにつながりますけれども、まず1点目国の補助のかさ上げというものがごさいます。これは具体的にどうということかということ、例えば統合に伴う小中学校校舎については通常2分の1補助が10分

の5.5補助に上がるということで補助率が高くなります。過疎地域については。公立保育所、公立以外の保育所、消防施設、教職員住宅なんかはこういう補助率のかさ上げがあります。次のページですけれども、次はページが2点目ですけれども、1番注目されるところですがいわゆる過疎債についてであります。過疎債は通常の場合、過疎対策事業債として元利償還金の70%相当額を普通交付税の基準財政需要額に算入されるということになります。企業債については独自経営になりますので50%の70%が充当されるということになります。対象事業といたしましては産業振興施設、とにかく産業振興をするような施設についてということで大ざっぱにいきますと。それでにぎわいとか活性化を導くような施設。それから交通通信施設、通信もありますけれども主には道路整備とかそういう基盤整備に関するもの。それから厚生施設、下水道とか保育などが厚生施設に入ります。それから教育文化施設、学校とか、幼稚園、公民館とか集会施設。そのほかに後に追加されているものとして自然エネルギーを利用する施設ですとか、集落再編の整備とか、そして最後に下のほうに書いています、いわゆるソフト対策事業、これは平成22年の改正で追加されました。それまではハード事業のみでしたけれども平成22年改正からはソフト事業というものを追加して例えば地域医療の確保ですとか、交通手段の確保ですとか、集落の維持活性化、そういうものについてソフト事業としての地方債を活用できるということになっております。具体例として下に2つ書いていますけれども、まず、過疎債の活用事例①と書いているところですが例えば施設整備等で国庫補助が2分の1あるもので2,000万円の事業という例を挙げておりますが、通常の場合左のほうに書いていますように国庫負担2分の1、1,000万です。そうすると町の負担は1,000万ということでしたが過疎債を使うことによって国の負担が1,000万と町の負担1,000万のうちの70%が交付税措置されるということで町の実質負担が300万で済むということで700万が負担軽減になるということであります。一般財源は全部起債ですのでゼロと。事例の2つ目ですけれどもソフト事業に使う場合は算定式がありまして発行可能額というのがあって基準財政需要額と財政力指数、財政力指数は0.49からうちの場合は0.37を引いて今の基準財政需要額、1番下に書いていますけれども55億1,100万、その15分の1が対象額になるということでうちの場合で計算した場合には4,400万円程度までソフト事業に発行可能だということで、最低発行可能額が3,500万とされております。ただ事例1、2のとおりに全額過疎債が自由に使えるわけではなくて、一応都道府県配分というのがありましてそこでちょっと調整が入るということで何でも全部過疎債に使えるということではないみたいです。それで次は6ページ目ですけれども、都道府県の代行制度ということで基幹道路とか公共下水道、これは都道府県に代行することができるということで余り多く見られてはいないみたいです。それから4番目の行政上の特別措置、医療の確保からずっとありますけれども、こういうことに適切な配慮をなさいということでございます。それから5番目の金融措置についても法による措置とかでそういう優遇貸付等があると。それから6番目の税制措置についても所得税・法人税等で特例があったり特別土地保有税の非課税措置というものがあると。それから7番目に地方税の課税免除・不均一課税による地方交付税の減収補てん措置ということで、下に書かれているようなものにはそういう補てん措置がありますということでございます。次に7ペ

一丁目ですが、これからつくっていかねばならない過疎地域自立促進計画の概要についてですが、まず1番目にその計画の期間ですが、ちょっと今回の場合は従前の前から過疎地域になっているところと期間が違っていますので通常は22年改正のときに一斉に全員計画をつくり直しているのですが、それが22年から27年度、28年の3月31日までの計画をつくっていますので今回うちがつくる計画は26年4月から28年3月31日までの期間で一度計画をつくって、そして28年度から32年度までのまた5年間の計画をつくるということでございます。今の法律は一応32年度までということになっていますので、それ以降改正があるかどうかはちょっと今わかりませんが、そういう状況です。2番目の計画の構成ですけれども大体の内容については次の構成でつくられていますというご紹介ですけれども、まず基本的な事項といたしましてはそれぞれの市町村の概要、それから人口、産業の推移と動向、行財政の状況、それから地域自立促進の基本方針、それから計画期間という5項目が基本的な事項とされております。2番目に施策区分ごとの方針ということで施策区分ごとに現状と問題点、その対策、その計画という内容で整理していくわけですが次のおおむね9項目、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項という9項目にわたってその施策分ごとに整理をしていくということです。3点目に参考資料として実際にどのような事業をやるのだと。その計画期間にどのような事業をやるのだというそういう一覧表みたいのをつけて出すと。その事業が過疎債なりそういう優遇措置の対象となっていくという形になります。その事業にはハード事業とソフト事業両方を持てるということでございます。内容は大体そういうようなことございまして、つくっていく過程といたしましては8ページ目にありますけれども、まず役場内部で素案の作成をするということで素案の作成ができましたら議会のほうに素案の説明とパブリックコメントなどを経て計画案として北海道と協議をして計画成案として町議会のほうで議決をいただいて計画を提出するという流れになっております。前回全道的に計画改正があった平成22年にはこの議決時期が9月とされておりました。ただ今回は6自治体、計画をつくり直すのは8自治体なのですけれども、ですからもう少しスケジュール的には余裕があるのかというふうに捉えておりますが、まだ道のほうからスケジュール示されておられませんので、そのスケジュールに合わせた形で計画策定の作業を進めていかねばならないという状況にあります。あと9ページ目、10ページ目はこれまでの過疎法の変遷を載せてございますので後ほど参考にしていただけたらと思います。概要につきましては以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま担当課からの説明が終了いたしましたけれども、この件について何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

10番、小西秀延議員。

○10番（小西秀延君） 今説明いただいた中で産業振興施設や交通施設、厚生施設、教育施設等にこれは対応できるというふうにご説明をいただいたのですが逆にその施設の解体費用とか施設の運営をやめてまたそれも解体する等の廃止に向けた部分に対してはこの過疎債は適用になるのかな



らないのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 実は1ページ目に今回追加対象拡充した項目とありますけれども、この項目を決めるにあたって自民党の特別委員会がいろいろ調査活動続けていて昨年10月に全国4道県に視察を行っておりまして地域要望も聞いているのです。その結果この項目になったのですが、その地域要望の中には今お話ありましたように解体撤去ですとかそういう要望もあったのですが今回の改正ではそれは入っていないようです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 財政措置のことは十分わかりました。2点ほどお聞きしたいのですけれども、これは使い方によってはもろ刃の剣というのですか、刃というか、そういう危険性もあると思うのです。これは使う側が非常に今の財政状況を考えたときに十分に使わないと過去の白老に戻る可能性も多分にあると思います。それでお聞きしますのは、一つは今白老町公債費の適正計画立てていますね。これの整合性によってどういうふうになるかと。それでもう一つは極端な言い方、これまでの議会でも交付税の話になっていましたけれども、これを見たら元利分が償還の70です。元利ですね。これは本当にこれからの事業だと思いますけれども、ある程度の規模の事業をやったときに交付税の相対というのは今の国の財政状況からいけばそんなにかわらないと思うけれども白老からしたら仮に今の30億入ってくると、これはある程度の事業をやって過疎債適用したときに目に見えて交付税がどんとふえるかという部分があると思うのだけれども、その辺の予測な話だけれども他の事例も踏まえて本当にどうなのかということをやんとここで我々謙虚に押さえておかないと、これが本当に財政好転する材料とか、このために一生懸命また公共投資していいという話になるのかどうか。使い方によっては大いに使ってまちの活性化を図ると私は思っているのです。ただ我々とすればこれまでの予算審議の過程において財政健全化プランを審議したことを踏まえていとうどうなのかということ。その2点だけちょっと。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 公債費適正化計画との整合性プランの中でも言っておりますし、この間の代表質問、一般質問の中でも答弁しているとおおり、整合性は保っていかないといけないのかと思っています。また交付税算入70%あるという状況ですけれども、これはあくまで基準財政需要額に含まれるといわれていますけれども、交付税が伸びていくような状況が今後とも国の施策の中で展開できるのであれば白老町も伸びていく要素もありますけれども、交付税全体がここ2年間を見ますと昨年は2.2%減、ことし1%減ですから、そこだけ捉えてみるとふえるけれども交付税全体で削減されると本町にとってもふえるとは限らないのです。だから本当に使い方によってよきメニューでもあるし、いろいろな角度からしてもいい起債ではあるのですけれども、そこをきちんと計算をしながらいかないと港湾と同じような考え方になってしまうような、港湾もやったときはいいのですけれども小泉政権のときでああいうふうに交付税を削られてると、もらったもらったというのが総体で減らされると中には入っていますけれども総体で減らされますから、

そういう状況も生んでこないのかなということですからその辺は十分に検討していかないといけないのではないかと考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今まで若干報道もされていましたが、町としての考えで出されているのは例えば1億円の事業をやりましたと、今まで起債全部1億円かけたとしたときに本当は1億円を全額町が払っていかなければならないのですけれども、その払う分が減ると、けれどもそこには国からお金がきているわけですからその事業をほかに使ったら結局自分で払うということにしかなくなるのです。だから町が払う分は減らすということは入ってくる交付税が当然充当されているということが前提でそういうことがいえるのでほかのことをやってしまったら、そこに充当できなくなるので、その辺はきちんと拡充する場合もあるかもしれないけれども拡充する程度もあるので、なるべく基本的には町の支出を減らすことに着目していくという考えだと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私もこれは大にいい意味で活用してまちの活性化から財政が少しでも財政健全化プランから抜ければと思っています。私も使い方についてはこれはちょっとやっている色々な考えを持っていますけれども、それはここでいう場所ではありませんけれども、山本理事にお聞きします、山本理事は道のほうで市町村課とか財政で長い経験してきてこういう部分で83%とかなっていますから、そういう部分でここで道と協議を受けたり指導を受けるとは思いますけれども、そういう大きな経験の立場からこれは白老にとってこういう使い方をしたほうがいいのではないかと、これを使う前にもっと財政をきちんと立て直してとか、何かいい方法が考えられますかということの一つもしあれば教えてください。

○議長（山本浩平君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 過疎に関しては私10数年前に過疎の担当係長でやっておりましたので過疎も知っていますし、過疎債に似たようなもので合併特例債という合併団体であります。合併特例債も交付税措置7割、同じ70%なのですけれども、合併も私昔担当していましたので手続き等たんたんとしておりましたけれども、よく合併団体でいわれるのが合併したことによって新たな公共施設を立ててその維持管理費が膨大になって財政状況が悪くなっていくと。特に合併特例債に関しては発行額と発行期間が決まっているものですから、それと色々な地域の結びつきを進めるために公共施設をつくっていったり、本州のほうではかなり財政的に厳しくなっているところがあるというのが実情でございます。過疎に関しましてはご承知のように道内で83%ぐらいということで今の法律の平成12年の自立促進法ができる前の旧法の終わりに私が新しい法律をつくってくださいという立場でいろいろ国とやっていたけれども、結局過疎は減らないのです。日本自体が人口減少時代に入っていますので、たまさか人口減少がちょっと急になったので引っかかった、緩やかなところは永遠に引っかからないというのは相当あるのですけれども、それで優遇措置

を受けられるようになったということで、過疎債も借金は借金でございますので、また交付税の基本を申しますとちょっと長くなるのですが、単位費用で公債費として7割算入されますので間違いなく交付税としては入ります。ただ総額でふえるかどうかとなると地方財政計画で毎年度国のマクロのオール地方公共団体の収支見込みを立ててその中で交付税いくら必要だとそういう議論でいくので最後ミクロになるとそれをどうやって市町村でわかっていくかの話になってしまうので、その分け合う中の要素の一つとして基準財政需要額に算入されてほかのまちよりは多くもらえると。ただ総体でふえるかといえはまた別な議論になってしまうのですが、そういうことで確実に財政的には通常の単なる100%借金よりは楽になるのは間違いありません。ただその楽になった部分をまた何に使っていくのか。楽になった分ほかのものをつくろうとか、そういうふうな発想でいくとちょっとまた厳しくなるのかと思いますので。例えば今私の単なる思いつきだと思ってください。交付税措置で算入される7割の一定額を例えば公共施設をつくるのであれば、いわゆるその公共施設の整備基金みたいな、公共施設の整備を図るための積み立てをすとか、そういう手法も必要でしょうし、今これから実際活用していくに当たっては当然健全化プランもありますし、公債費負担適正化計画もあります。その範囲内で今起債事業は恐らくやっていくと思うのですが、とりあえず過疎債が適用されるものはそちらに振りかえて、振りかえれば当然将来負担比率が下がっていきますので交付税で見られるので。それだけ将来負担比率は結構早く下がっていくのかと。そういう使い方をしつつ、いろんなこれから事業の検討されるのでしょけれども、どうしてもその象徴空間絡みでやらなければならない事業ですとか、過疎というのは事業自体がいろんな幅はありますけれども細々と要件が結構ついていますので、それで適債性のある事業はせつかくの機会なのでなるべく過疎債を活用していこうと。ただ事業に関してはそれなりに厳選してやっていかなければ繰り返しになりますけれども借金は借金なので誤った方向で使えるからこれもやろう、あれもやろうという発想ではちょっとまた厳しい状況になるのかとそういうふう感じております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 過疎地域の過疎指定をされたというのは初めてのことで過疎地域というのはどういう利点があるのかというのは7割が交付されるというぐらいしかわからないものですから変なことをお聞きします。先ほど合併債の話がありましたが合併債は期限もあるしというお話がありましたけれども今ちょうど32年までの計画をつくるということでしたのでちょうど財政健全化プログラムと重なってくるわけですが、白老町は元になるお金がもともと厳しいということもありますので単純に喜んで何でもできるということではないということも自覚しているのですが、もしかしたら反対にこれは過疎地域の概要が載っていますのでないだろうとは思いますが、一度過疎地域に指定をされたらどんなに人口が何かの形でふえたり、それからいろんなものが財政力指数がふえたりとかそうなったときに過疎地域の指定を取り消されるということは、そういう調べたりとかそういうのはあるのでしょうか。もう1回なったら永久に過疎地域としてやっていけるものなのでしょうか。その辺ちょっとすいません。

○議長（山本浩平君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 過疎法というのはこれまで全て時限立法で一応は 10 年間の法律なのです。ですから昭和 45 年に緊急措置法というのができましてこれは全て議員立法でしているのです。今回も議員立法できょう参議院で可決されましたけれども。基本は 10 年で終わりなのです。その間にして当初に指定された団体は 10 年間は過疎団体です。その次は新しい法律なのです。新しい法律ができるときには今度の過疎という現象をどういう指数をとりますかというところでスタートするものですから、たまさかその間に国調とかあれば国勢調査の人口で置きかえますけれども今の法律たまたま今延長、延長かかって 20 年間の法律で、本来は平成 22 年くらいに一旦切れてまた新たな法律かと思っていたのですけれども、延長されましたので経過措置で 17 年国調で拾ったり 22 年国調で拾ったりと、そういう追加措置が出てきていますけれども、基本は法律がある間に過疎団体としてなったものはそのままです。法律が切れて次の法律ができるときに、法律をつくらうかどうかという意思もあれなのですけれどもこの過疎法というのは 40 年も 50 年もやっているのです非常に都市部の議員さんは冷たいのです。何でこんないつまでたっても減らないものに優遇措置ばかりしなければならぬのかというので結構冷たいのですけれども、なぜか結構もっていますし過疎団体にしてもそれほど減らないですし新たな法律できるときは前の法律で引っかかっていたところはなるだけ残してほしいと、皆さん残してほしい。そして引っかかりそうなところはなるだけ引っかかるような指数にしてくれと。それで前の法律のときにも道から国に要望するときにもこういうシミュレーションしたらこのまち落ちるとか、こういうのにしたらここ入ってくるとかなるだけ有利、有利といったら変な話ですけれども 1 番拾ってもらえるように法律をつくってもらえませんかという願いをしながらやっております。ですから途中で何かなったから落ちるとかそういうのはないです。法律のある間は有効です。ですから 32 年でできて 33 年から新しい法律ができるのか。そのときにどういう数字をもつたら過疎の現象というのは人口減少率と財政力指数でしか捉えていけませんのでその人口減少率の押さえ方が何年でとるのか。白老の場合はたまたま 60 年国調がピークだったのでそれが急だったものですからこれがその後とかその前になってしまうとおそらく引っかかるかベキか何かわからない状況だと思うのです。そんな状況です。

○議長（山本浩平君） 14 番、及川保議員。

○14 番（及川 保君） 14 番です。この指定を受けたということが喜ばしいのかどうかというのは余りもろ手を挙げてというようなことではないのです。我がまちの急激な人口減少の状況が一緒にこうやって過疎化してきた中で半分ぐらいが指定されなかったという話もありました。そういう意味で財政健全化プログラムもこれからくしくも同時に進めることになったのだけれども今議論があったように結果的に国の補助、交付税をあてにしての事業ということになってくるとばんばん過去のような状況には絶対なり得ない、健全化プランを推進してきちんとやっていこうということからすると絶対あり得ないということなのです。ですからまちの幹部の皆さん含めて町長を含めて何をするか。ということは事業の非常に厳しい判断の中で何をしていくか。事業を推進するにあたっては十分今理事がおっしゃったような部分も含めてやっていくと。この決意のもとでこの過疎債を進めていかないとまた過去の状況に至ってしまうという危惧を私たちはもっていますのでぜひそ

のことを頭に常に入れておいていただきたい。そのことが1点と、あと例えばいろんな要件があった中で福祉バスのデマンドとかいろいろあるのですけれどもなかなか要件に合わない、法に合わないような部分があるものですからその中でこの部分が該当できるような状況があるのかとそのあたりのことについて2点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 前半のいわゆる財政規律の問題については理事者から同じような考えで進めていければというふうに考えております。後半のデマンドバスについてですけれども一応ソフト事業の要件にはそういう地域交通というのはございます。今後詰めていかなければならないのですけれどもいわゆる前からちょっと説明していたように今大体白老町でバス1台1,000万かかっているのです。そういう状況では例えば1台ふやしたら1,000万だけどそれに700万になるというようなことで実質の持ち出しは300万ですむということにいけるかどうかという問題とそれから実際1,000万円はまず払わなければならない、翌年の交付税で入ってくるのでそれ以降はいいのですけれどもそういうことでふやして、要するに1回やったら結局ずっとやり続けなければならないような事業について建物建てるというなら一過性ですけれどもずっと続けるものについては相当検討して選んでいかないと、そしてなおかつ例えば32年になって万が一なくなったといったときに抱えなければならなくなるということもありますのでその辺はきちんとした検討が必要だと思います。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。計画なのですけれども、これは2年間の後に5年間ということなのですけれども例えば象徴的施設先ほどありました。これは何かわからないのです。計画の中にどれくらい具体的に盛り込まなければ対象になるとかならないとかなるのかどうか。それとも計画を例えば毎年見直しなり何なりができるのかどうか。そうでないと突発で出たものなんかについては計画との関係ではどんなことになるのですか。

○議長（山本浩平君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 過疎計画なのですけれどもまず基本的には都道府県過疎地域自立促進方針と整合性を図らなければならないものですからまだ道のほうからはっきりきていませんけれども、今の方針が27年度までだとすればそれに合わせざるを得ないと思うのです。たださらにそのあとは28年度以降の5年間計画また道も後期の方針つくってそれに沿ったのを町のほうでまたいろいろ議論いただいてつくると思うのですけれども、計画自体は例えば何事業とか細かい事業表みたいなのを議会の議決いただければすぐにでもかえれますのでローリングできますので、ですから結構起債なんかでことしこれやりたいというときに過疎計画の事業をいじって議決をいただいてこれに過疎債を充てるというそういうやり方はしていますので当初からがちがちではなくて議決をいただいて改正することは可能なはずで。私がやっていたのはもう10何年前なのですけれどもその当時はもうしょっちゅう計画をいじって過疎債ことしはこれだというのをやっていたので今も恐らくかわっていないと思います。大丈夫かと思います。ですから方針の中に具体的な施策とし

て漠然としたといったらあれですけども、例えば象徴空間のこれを進めるみたいな感じで個々の事業は個別のその事業計画で何、何というので起債いくらぐらいとかと。そちらのほうの事業計画のほうをいじっていけばそれは問題ないと思うのです。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そうなりますとことしの計画9月ぐらいまで出すと、そうしたらがことしの起債の計画6億なら6億ありますね。そういうものの中で、それまで実行してしまったらだめなのだろうけれども今山本理事が言われたように振りかえて例えばそれにことしでも振りかえることが可能だというようなことになりますね。そうすれば当然同じ多く借りるのではなくて今借りる起債の中でその起債を借りたほうが絶対得ですね。それはことしでも可能だという理解でいいのですか。

○議長（山本浩平君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 通常4月1日法律施行で4月から計画をつくれといわれても当然無理な話なものですから今私の昔の記憶で話したら申しわけないのですけれども、道の方針も恐らく6団体追加になったので若干は調整しなければならないはずなのです。道の方針というものを。概況の中に過疎地域の市町村数ですとかどこのまちが過疎団体だというのが入っていますのでそういう調整もありますし当然市町村で今指定されたことによって国で過疎地域だと公示をしてそれから計画をつくっていくとなるとどうやっても早くて9月かという気がするのです。

過疎計画に載っていなければだめな過疎債は使えませんので、私の記憶の範囲で話をして申しわけないのですけれども、とりあえず通常債と過疎の予定事業と1事業に起債というのはあり得ないのでけれども、起債は通常春でヒヤリングとかをして何債を使うとありますのでとりあえず予定事業と通常事業と上げておいて議決を得た段階で振りかえられるものはこれは過疎債、こちらの通常債はやめましたという手法は可能ではないかとは思うのですけれども、まさか法律の適用になったのに今年度は使えないということはあり得ないと思います。それでないと法律施行して新たに全国で何百の団体になったときにその年地方債、過疎債は使えないのかといったら問題起きますね。現に地方財政計画でことし、先ほど過疎債の枠の5ページに過疎債の表の中に年度別計画案と平成26年度3,600億円、平成25年3,050億円、この550億円の増というのは新たに指定団体分として増額した分ですので総務省のほうでは最初から実は22年の法改正のときに3年後に見直すという方針があって25年に法律をいじったときは22年国調だったのでそのときは反映できなかったのです。ですから3年後に見直せという方針が国会のほうでありましてそれが今実現したのです。そのために地方税計画で550億円総務省のほうで新たに追加団体が出るだろうということで地方債計画ふやしていますので当然今年度から使えるという前提だと思います。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 同僚議員の質問で大分わかりました。一つは今回同僚議員からの質疑の中で公債費負担適正化比率だとか、こういったそのプランの整合性を図っていくという話があったので基本的にはその過疎債のメリットを将来負担の低下とかそちらのほうに振り向けていくのかと。そ

れはそれで理解できたのですけれども、こちらのプランのほうを今回は過疎債の適用を見据えた形での見直しというのは今ところ考えているのかどうか、それが1点目です。それとあと今財政担当課長からのお話で大分理解できましたがこれは本当に基準財政需要額に算入していただくという流れを大変いいことだと思うのだけれども他町の例とかでもし耳にしていたら教えてほしいのですけれども、例えば補正係数だとかそういった部分に対して過疎債が適用になった場合というのはもう前のままなのですか。ある程度影響そういう催促されるとかという部分で全体の普通交付税ががばっとこの部分がふえるという考え方でいいのですか。そのあたりについて。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） ことしの9月中までに今計画つくりまして、それで今理事もおっしゃったとおり計画その中でことし見込んでいるものの事業の中で過疎債に適用できるようなものは振りかえてこれはかえていけるということですからプランの中でそういう部分は変えなくても総枠の中で振りかえていくというようなことでよろしいかと思えます。また基準財政需要額に算入されるのはこれは公債費の事業費補正といわれる部分なのですけれども項目がございまして過疎債は過疎債のところ私どもはまだ指定になっていませんからゼロですけれども今年度から借りれば当然来年度からその部分の元利償還金の部分は新しい項目として入ってきますからそこは十分ふえて、ただ理事が説明したとおり来年度の国の地方財政計画の中でことし1%ですけれども来年また2%、3%落ちると全体でふえるのかということそこはふえますけれども全体で落ちこむという可能性は出てきます。

○議長（山本浩平君） ほか、質問ございませんか。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） この過疎債というのは新しい言葉なのだけれども町民にわかりやすく短くわかりやすく伝えるといえど何て伝えたらいいかと先ほどから考えていたのです。みんな町民に聞かれるのです。過疎債とは何ですかと。これはどうやって説明したらいいかと考えて先ほどからずっと考えていたのだけれどもこういう考え方はどうですか。83%になりましたね。だから普通のまちになったのだという考え方。北海道の83%は普通のまちになったのだという考え方。それから昔から3割自治といっているのです。100億やると白老の場合今2割5分の自治体なのです。23%の自治、2割3分の。そして0.7割借金でやっていますね。7億だから。そうすれば3割自治体です。わかりやすくいえば、これは私の論法です。だから要は今度は借金を余りしないで7割に補助金くるのだと、説明するのにこういう考え方でどうですか。だから借金今まで7割と一つ決まりがあってやっていたけれども今度は借金がもう少し減らせる。恐らく7億を今度は2億ぐらいの借金にして、そういうような考え方で成り立たないのですか。町民に短く話をするのにです。これは普通のまちになったのは間違いないです。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 簡単に伝える方法というお話なのですけれども、まずは残念なことではあるのだけれども白老町は人口減少で過疎地域というものに指定されたと、だけ

れどもその過疎地域からなるべく自立できるように再生するために国の優遇措置というのをもらえるようになったと。その中で今お話ありましたように今まで10割負担しなければならなかったものを3割負担で少しでもいろんな活性化に向けた事業ができるようになったのだというような伝え方になろうかと思います。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） そのとおりだけれども、大体7億借金していますね。町債を出している。これをこの過疎債を契機にして借金を3割ぐらいいいのできるのではないかと思うのです。7割補助をあてにすれば。そのところが私は分かれ目だと思うのです。行政の考え方がそこにいくことが。借金があるから減らさなければいけないという前提からいくと。その辺の考え方でやって初めて過疎債の効果だといえるような気がして先ほどちょっと考えていたのです。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 7億というのは臨時財政も入るので一応建設とかは3億程度で今おさめているので3億がそういう建設とかそういうのに使っていると。今までは3億を全部起債で町負担で返していたのだけれども7割かえるということは、2億1,000万は町で負担しなくてもいいとそういうふうにならざるを得ないですけれどもそういうような形で9,000万の負担でいけるといことは概要としてはいえるのですけれども。

○議長（山本浩平君） ほか、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） それでは以上をもちまして過疎地域指定についての担当課からの説明を終了いたします。

以上をもって全ての案件の説明が終了いたしましたので本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 3時37分）